

東住吉区役所メンタルヘルスケア委員会設置要綱

(設置)

第1条 東住吉区役所職員（以下「職員」という。）にかかるメンタルヘルスケアを円滑に推進するため、東住吉区役所メンタルヘルスケア委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は職員のメンタルヘルスケアに関する現状、問題点の把握連絡調整を行い、メンタルヘルスケアの推進状況及び取組内容を検討するとともに、必要に応じ相談、支援を行うことを目的とする。

(職務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の号に掲げる職務を行う。

- (1) 職場における問題把握、情報共有、連絡調整に関すること
- (2) 東住吉区安全衛生委員会及び関係機関との連絡調整に関すること
- (3) メンタルヘルスケアに関する啓発・研修に関すること
- (4) 各職場のメンタルヘルスケアリーダーに対する支援、助言に関すること
- (5) その他委員会の目的達成に関すること

(構成)

第4条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長は総務課長をもって充てる
- (2) 副委員長は総務課長代理をもって充てる
- (3) 参与として医務主幹をもって充てる

(会議)

第5条 委員会は必要に応じ開催するものとし、委員長が召集する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関して必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成 16 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表

東住吉区役所メンタルヘルスケア委員

委員長 総務課長

副委員長 総務課長代理

委 員 政策企画担当課長

委 員 区民企画課長

委 員 防災・安全安心担当課長

委 員 窓口サービス課長

委 員 保健福祉課長

委 員 子育て支援担当課長

委 員 保健担当課長
委 員 保健主幹
委 員 保護課長
委 員 生活支援担当課長
委 員 矢田出張所長
参 与 医務主幹